平成29年度第2回市有地等の売却に係る一般競争入札に関する

登録免許税の参考額について

更新日:平成30年2月14日(水)

各物件の登録免許税の参考額について

登録免許税は近傍類似地や建物の経過年数等により算定することになります。登録免許税額については、法務局が最終決定することになりますが、現時点では、法務局と協議し、平成29年度中については下記の金額となる予定です。

なお,3号物件については平成30年度の契約となるため,登録免許税額が変動する可能性があります。

•	1号物件	約402万円
•	2号物件	約238万円
•	3号物件(土地・建物合計)	約617万円

(参考)

•	3号物件	土地	約469万円
	IJ	建物	約148万円